

グローバル戦略委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、グローバル戦略委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 グローバル戦略委員会は、国際的な研究協力及び交流活動の推進を図るために必要な事項について審議を行い、その結果を理事会に報告する。また、日本学術会議等の機関と連携協力して、国際的な研究協力及び交流活動の推進に努める。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

附則

本規則は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。

附則

平成26年3月8日委員会名変更